

「よくわかる大津市の介護サービス」（パンフレット）官民協働発行事業者選定の質問
に対する回答

令和8年8月7日

事業者選定参加者 各位

大津市長 佐藤 健司

標記事業者選定に係る質問書の提出がございましたので、下記のとおり回答します。

No.	資料名	頁	質問内容	回答
1	選定要領	P.4～ P.5	「8 参加申込の手続き（1）カ 誌面見本・キ 類似事業冊子見本」と「9 提案を求める項目（7）誌面見本」につきまして、同一冊子を提出資料として兼用することは可能ですか。	兼用することについては、差し支えありません。
2	選定要領	P.5	9 提案を求める項目 記載すべき事項を網羅していれば、項目の提案順序の変更は可能ですか	項目の提案順序を変更することについては、差し支えありません。
3	選定要領	P.5	10 審査方法・11 審査結果 評価基準、審査項目及び審査結果に係る評価点数を公表していただくことは可能ですか。	大津市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき、評価基準、審査項目及び評価点数の公表を行います。落選した事業者については、評価点数及び事業者名の対応関係は明らかにしません。なお、応募が2者だった場合については、選定事業者のみ評価点数を公表します。
4	選定要領	P.5	企画提案書には本業務における取組方針やノウハウ、プロセスを記載することになります。情報公開請求がなされた場合、大津市情報公開条例第15条2項に則り、意見書を提出する機会はいただけますか。	企画提案書等の本選定に係る情報公開請求があった場合については、大津市情報公開条例第15条第2項の規定に基づき、公開請求者以外の者（以下、「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他本市が定める事項を通知するとともに、意見書を提出する機会を設けます。
5	（別紙1） 仕様書	P.1	1 成果物（6）規格 弊社では行政記事の下部に広告を掲載する予定です。「広告等12ページ程度」とは全紙面の総面積に対する広告掲載面積の和が12ページ程度という解釈でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	（別紙2） 協定書	P.1～ P.3	事業者決定後、貴市と協議の上、一部内容変更をお願いすることは可能でしょうか。	協定書の一部内容変更については、協定締結前であれば、協議のうえ、双方の同意が得られる内容に限り変更することは可能です。
7	（様式5） 事業実績一覧表	P.1	3 「契約書又は協定の写しを添付してください」とありますが、記載した10事業のうち、代表的な事業を2～3件選定し、当該事業の契約書または協定の写しを提出する形でもよいでしょうか。	記載された事業に虚偽がないことを確認するため、全ての事業において、契約書又は協定書の写しを提出してください。
8	（様式5） 事業実績一覧表	P.1	4 「記入した事業から3事業以内を選び、各7部を提出してください」とありますが、1事業のみを選定し、その冊子を7部提出することで要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。